



猪名川町告示第75号

条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の第1項の規定により、令和元年6月7日付で猪名川町条例制定請求書の提出があり、同日受理したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を下記のとおり告示する。

令和元年6月7日

猪名川町長 福田 長 治



記

- 1 条例制定請求代表者の住所及び氏名
別紙猪名川町条例制定請求代表者一覧のとおり
- 2 請求の要旨
別紙請求の要旨のとおり

(別紙)

猪名川町条例制定請求代表者一覧

(住所)	(氏名)
猪名川町	東本 享也
猪名川町	上林 辰巳
猪名川町	西山 道雄
猪名川町	清水 信正
猪名川町	伊藤 登
猪名川町	米田 勝彦
猪名川町	楠本 昭夫
猪名川町	上村 洋
猪名川町	浅野 全
猪名川町	澤田 進
猪名川町	森上 賢一
猪名川町	笹垣 英樹
猪名川町	矢部 大造
猪名川町	古川 雄
猪名川町	松井 登
猪名川町	宮原 照美
猪名川町	高木 健次
猪名川町	得永 正三

(別紙)

【請求の要旨】

広報いながわ第955号によると、「道の駅整備計画」は現在の道の駅を南田原地域に移転して、PFI方式を活用し、新たに温泉施設や子育て関連施設を追加した施設整備を行うとしています。

既に用地購入費相当額の5億6,500万円の債務負担行為が議決され、現在整備計画が進行している状況です。

施設整備費37億3,800万円、賃料収入28億800万円と見込み、差し引き9億3,000万円と用地取得費の5億6,500万円を合わせた14億9,500万円が町の実質負担額であるとしています。これだけでも、町民一人当たり約5万円となる、大きな支出をとまなう計画です。

しかし、本町の債務額は、施設整備費37億3,800万円と用紙取得費5億6,500万円を合わせた43億300万円です。賃料収入は、あくまでも見込み額です。これは、本町の一般会計予算規模の半分近い、債務を負担することを意味しています。

事業計画に示された金額には大規模修繕費や子育て関連施設の運営費等も含まれていません。今後、本町の負担額が増える危険性を秘めています。

本町の財政力指数は0.61と、決して裕福な自治体ではありません。現在、公共施設や義務教育施設等の老朽化に伴う大規模な改築・更新事業も続き、毎年度、基金を取り崩しています。今後も、この状況は変わらないと考えます。

一方、税収も右肩下がり、少子高齢化の大きな波が本町にも押し寄せています。道の駅整備事業は、本町の身の丈にあった機能拡充とは思えません。

課題の交通渋滞解消も、現在の移転計画では新たな交通渋滞が発生するのではと恐れています。先の説明会やパブリックコメントでも反対意見が多かったように思います。今回、温泉施設や子育て施設といった新たな機能が加わるなど、大きな機能の見直しがあったのに関わらず、新たな説明会やパブリックコメントが実施されていません。これらの手続きを怠った行政の判断は町民軽視と言わざるを得ません。

そこで、町の財政に将来に渡って重要な影響をもたらす恐れのある「道の駅整備計画」について、地方自治法に基づき、その計画と事業の是非について町民の意思を明らかにするため公正かつ民主的な手続きを確保することが必要であると考えます。

以上の理由から、道の駅を南田原に移転することを前提とした道の駅整備計画及びこれに係る町費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定を求めるものです。